

北陸地方整備局
記者発表・資料配付

・記者発表 ・資料配付 日 時	平成16年10月24日 5時10分
-----------------------	----------------------

件 名	10月23日に発生した新潟地震災害状況について(第6報)
-----	------------------------------

取り扱い	_____
------	-------

発 表 先	新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ
-------	------------------------

発表概要	平成16年10月23日17時56分頃発生した新潟県中越地方を震源とした地震での北陸地方整備局管内における被害概況について
------	--

問い合わせ先	北陸地方整備局 TEL(代表)025-266-1171		
	所 属	氏 名	電 話
	企画調査官	栗原 淳一	090-3643-3920
	河川計画課長	守安 邦弘	090-3343-2835
	道路計画課長	中前 茂之	090-3343-2836
	港湾空港情報管理官	阿原 進	090-7806-1931

北陸地方整備局災害対策本部情報（第6号）

平成16年10月24日 5時10分現在

1. 北陸地方整備局災害対策本部防災状況

国土交通省北陸地方整備局は、10月23日18時00分に災害対策本部を設置した。現在、非常体制を継続中である。

2. 北陸地方整備局 所管施設関係被害 総括情報

道路関係	場所	被災概要 及び 通行可能な道情報	交通規制状況
長岡国道事務所	国道17号 (小千谷市大字天納 263.5kp)	道路陥没	23日午後6時45分から 全面通行不可
	国道17号 (長岡市妙見町 ~小千谷市三仏生 269.0kp)	越の大橋~小千谷大橋間 路面に割れ目・陥 没	23日午後8時20分から 全面通行不可
	国道17号 (川口町和南津トン ネル 257.0kp)	トンネル内のコンクリート剥離(崩落)	23日午後7時から全面通 行不可
	国道17号 (長岡市十日町交差 点付近 276.0kp)	道路段差(20cm)	24日午前0時50分から 全面通行不可
	国道17号 (小出町虫野 243.8kp)	板木橋で段差(20cm)	23日午後7時20分から 全面通行不可
	国道17号 (小千谷市 道の駅 「ちぢみの里おぢ や」付近 265.2kp)	路面段差(30cm)	23日午後11時25分か ら全面通行不可
	国道8号 (中之島町灰島新田 ~見附市上新田南 50kp~51kp)	路面隆起 見附大橋ジョイント部段差	23日午後8時5分から全 面通行不可
	国道8号 (長岡市宮本 69.0kp)	観音橋ジョイント部の隆起、路面陥没(10 cm)	23日午後8時58分から 全面通行不可
	国道8号 (長岡市宮本 68.0kp)	宮本橋で段差(15cm)	23日午後8時58分から 全面通行止め
	国道8号 (柏崎市宝町)	比角(ひすみ)跨線橋で段差	23日午後8時25分から 全面通 行不可 23日午後10時規制解 除
	国道8号 (長岡市大積 74.0kp)	大積橋の沈下、段差、路面陥没	23日午後11時35分か ら全面通行不可
国道116号 (柏崎市長崎 1.32kp)	横断函渠部で路面陥没、道路下空洞	23日午後8時45分から 長崎新田~上高町交差点 全面通行不可	

河川関係	場所	被災概要	今後の見通し
信濃川河川事務所	信濃川妙見堰 (長岡市妙見町)	一部ゲートが操作不可 妙見堰管理所付近で隆起	予備電源で通電。一部のゲート操作可能
	信濃川妙見堰直下流 右岸 (長岡市妙見町)	妙見堰直下流150m区間 川裏側：法崩壊	
	信濃川堤防 右岸 (中之島町)	堤防300m区間で亀裂 長呂樋管付近で亀裂(小規模)	
	信濃川堤防 右岸 (長生橋～妙見堰)	堤防の坂路に陥没(交通止要請中)	
	信濃川堤防 右岸 (長岡市)	栖吉橋下流の堤防(坂路)陥没のため通行不可、栖吉橋は通行可	
	信濃川堤防 右岸 (越路町)	堤防250m区間で亀裂、通行困難	
	その他にも信濃川堤防で被害が発生しているものと思われませんが、陸路による現地への到達が困難な状況であり、さらに増える可能性があります。		

防災ヘリコプター(みちのく号)による調査

東北地方整備局保有の防災ヘリコプターにより新潟県中越地方(国道8号、国道17号)の災害状況調査を実施中

19:40頃 仙台空港出発予定

20:30 新潟空港着

21:35 調査開始

北陸地方整備局災害対策本部情報（第6号）

平成16年10月24日 5時10分現在

1. 北陸地方整備局災害対策本部防災状況

国土交通省北陸地方整備局は、10月23日18時00分に災害対策本部を設置した。現在非常体制を継続中である。

2. 北陸地方整備局管内各事務所、ダム管理所の防災体制状況

北陸地方整備局管内の各事務所、ダム管理所の防災体制は次のとおりである。

県名	事務所・ダム管理所等	防災体制状況		
山形県	飯豊山系砂防事務所	注意	警戒	非常
	横川ダム工事事務所	注意	警戒	非常
福島県	阿賀川河川事務所	注意	警戒	非常
新潟県	高田河川国道事務所	注意	警戒	非常
	羽越河川国道事務所	注意	警戒	非常
	信濃川河川事務所	注意	警戒	非常
	信濃川下流河川事務所	注意	警戒	非常
	阿賀野川河川事務所	注意	警戒	非常
	湯沢砂防事務所	注意	警戒	非常
	長岡国道事務所	注意	警戒	非常
	新潟国道事務所	注意	警戒	非常
	三国川ダム管理所	注意	警戒	非常
	越後丘陵公園事務所	注意	警戒	非常
	新潟港湾空港事務所	注意	警戒	非常
長野県	千曲川河川事務所	注意	警戒	非常
	松本砂防事務所	注意	警戒	非常
石川県	金沢河川国道事務所	注意	警戒	非常
	金沢港湾空港事務所	注意	警戒	非常
	金沢営繕事務所	注意	警戒	非常
北陸地方整備局管内各防災体制別事務所数		5	9	4

ただし、防災体制状況においての各体制の基準は以下のとおり。

体制基準	地震災害時	風水害時
注意体制	・震度4の地震により大きな被害が発生した場合	・河川が警戒水位に達すると予想される、又は道路通行規制を行う必要が予想される、又は海洋で油流出の恐れがある場合等
警戒体制	・震度5弱又は5強の地震が発生した場合	・警戒水位以上の高水が予想される、又は道路交通規制を行う必要性がきわめて高くなった、又は海洋で大規模な油が流出した場合等
非常体制	・震度6弱以上の地震が発生した場合	・洪水により重大な被害が発生、又は道路で広範囲にわたって被害が発生、又は海洋に油回収船を出動させる見込みがある場合等